



東京都台東区 公契約条例



条例の目的

本条例は、公平かつ公正な入札等の制度の確立、契約等の適正化及び従事する労働者の適正な労働環境の整備の推進により、区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的としています。





労働者

**労働報酬下限額以上の報酬
適正な労働環境**

行政

**適正な契約手続き
労働環境の確認**

事業者

**労働報酬下限額以上の
報酬の支払い**

東京都台東区公契約条例（抜粋）

〈基本方針〉
第3条

区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の適正な履行及び品質を確保し、適正な価格により調達すること。
- (2) 公契約に係る手続きの透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (3) 労働者等の適正な労働条件の確保を図ること。
- (4) 区内の事業者の受注の機会を確保し、その育成を図ること。
- (5) 区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。
- (6) 談合その他の不正行為を排除すること。

区を取り組み・責務

- ・ 基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ・ 労働者等から申出があったとき、又は条例の定める事項に関して確認の必要があるときは、受注者に対し報告を求めたり、立入調査を行います。

受注者等の取り組み・責務

- ・ 公契約に従事する労働者等の適正な労働環境の確保に努めます。
- ・ 特定労働者等に労働報酬下限額以上の賃金を支払います。
- ・ 特定労働者等に必要な事項の周知を行います。
- ・ 区からの、必要な報告の求め及び調査に応じます。

労働者の申出

特定労働者等の方は、賃金等が支払われるべき日に、当該賃金等が支払われていない又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区もしくは雇用主等に申出ることができます。



条例の適用範囲（特定公契約）

- ・ 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
- ・ 予定価格が1千万円以上の、規則で定める委託契約
- ・ 指定管理協定

労働報酬下限額

特定公契約に従事する労働者に対し、事業者が支払わなければならない賃金の下限額です。

公契約審議会の設置

労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として「東京都台東区公契約審議会」を設置します。



条例の全文や、
その他詳しいことは
台東区公式ホームページを
ご覧ください。

台東区 公契約条例

検索

お問い合わせ

〒110-8615
東京都台東区東上野4丁目5番6号

台東区 総務部経理課 契約担当

TEL:03-5246-1084 FAX:03-5246-1089